**長野県告示第587号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和4年11月24日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
おがわ薬局	岡谷市湖畔4丁目3番19号1	令和4年11月1日
ファミリーケアステーションつなぐ	飯田市鼎下山804番地1	令和4年11月1日
訪問看護ステーションあやめ安曇野	安曇野市豊科4757-1	令和4年11月1日

保健・疾病対策課

長野県佐久建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

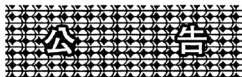
その関係図面は、告示の日から令和4年12月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年11月24日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏 昭

- 1 路線名 142号
- 2 供用を開始する区間
佐久市大字根岸字大曲り2180番地先から
佐久市大字根岸字中島田2213番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年11月24日

道路管理課

**公告**

県営祢津御堂地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年11月24日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営祢津御堂地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年11月25日から令和4年12月22日まで
- 3 縦覧の場所
東御市役所